

柴橋小学校いじめ防止対策基本方針

1. いじめの問題に対する基本的な考え方

(1)いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「いじめ防止対策推進法第2条」

＜いじめの定義の確認＞

- ①けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。
- ②好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当する。ただし、いじめという言葉を使わずに、柔軟に対応することも可能である。

(2)いじめは、いつでも、どこでも起こりうるものであり、どの児童も被害者にも加害者にもなり得るという事実をふまえ、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの学年・学級にも起こりうる」との認識をもち、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの早急な対応」について、共通理解を図り、組織的に対応することを第一とする。

(3)いじめ問題に対しては、教職員がいじめは絶対許さないとの確固たる信念をもち、組織として対応するために、柴橋小学校いじめ防止対策委員会を設置し、定期的にかつ必要に応じて臨時に開催するものとする。

(4)いじめの未然防止及び早期発見の取り組みやいじめがあった場合の対応に際しては、家庭や地域、関係諸機関との連携に努めるものとする。

2. いじめの未然防止の取り組み

いじめの未然防止のために、楽しい学校づくり、わかる授業づくり、温かな人間関係づくりに努めながら、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことを大事にしていく。

(1)いのちの教育の推進

- ①道徳教育の充実
- ②いのちの週間の取り組み
- ③体験活動の充実 → 「ふれあい学習」の創設 ※26年度より

(2) **心を動かす授業づくり**・わかる授業づくり

- ①ねらいやめあてを明確にした授業
- ②基礎的・基本的事項の習得の徹底
- ③「かかわりの中で学び合う子の育成」を旨とした授業づくり
 - ・自分の考えを持ち、進んで学ぼうとする学習過程の工夫
 - ・かかわりを通して、学び合う場の工夫
- ④チャレンジと達成感のある授業づくり

(3)学校、学年、学級集団づくり

- ①あいさつと歌声の響く学校づくり
- ②学校行事への主体的な参加
- ③児童会活動、委員会活動、縦割り班活動
- ④学年集会や異学年交流
- ⑤一体感のある温かい学級の雰囲気 ※居場所づくり 絆づくり

(4) 体験活動、交流活動の推進

- ① ふれあい学習の実施 ※施設訪問・地区探検・異年齢交流等
- ② 社会教育活動や地域行事への参加奨励

(5) ネット利用および感染症等に関する指導

- ① 一人一台タブレットについて、ガイドラインに沿った日常的な活用と併せて、ネット上における誹謗中傷、画像や動画の掲載がいじめにつながることなど、情報モラルについて各学年に応じて指導する。
- ② 新型コロナ等の感染者や濃厚接触者、医療従事者等に関係する児童への偏見やいじめが起こらないように学校全体で見守り、必要に応じて関係機関と連携を取って対応する。

3. いじめの早期発見の取り組み

早期発見のために、児童の気になる小さな変化に気づき、職員間で情報共有し、速やかに対応することが基本となる。これまで以上に教職員が意識的に児童の様子に気を配ることを大事にする。

(1) 日常の児童の様子を的確に把握する。

- ① 朝の登校時から下校時まで全職員による声がけと見守り
朝の会、授業中、遊び時間などにおける子どもの様子や表情の観察
- ② 教師との信頼関係づくり
- ③ 担任・養護教諭による健康観察や教師用チェックリストの活用による日常の観察
※チェックリストを身近におく
- ④ 担任による「孤立しがちな子等」の状況把握
- ⑤ 一人一台タブレット使用状況や情報端末使用の実態把握
- ⑥ 新型コロナ感染者や濃厚接触者等に対する偏見・差別の防止および関係機関との連携

(2) 児童の気になる様子を全職員で迅速に情報共有する。

- ① 気になることがあったら、すぐに教頭(校長、教務主任)に報告する。
- ② 子どもを語る会、会職員打ち合わせなどの実施。
- ③ 「いのちの週間」における取り組み。

(3) 定期的なアンケート等や面談の実施

- ① 毎月の「いのちの週間」の中での「学校生活アンケート」の実施
- ② 年2回の「いじめに関するアンケート」の実施
- ③ アンケート調査で気になった児童については面談を行う。

(4) 保護者、地域からの情報収集

- ① 保護者や地域から情報が集まりやすいように連携を密にしておく
- ② 連絡帳などの活用
- ③ 定期的な保護者用チェックリストの活用と取り組みと情報の共有
- ④ 保護者や地域からの情報は、すぐに教頭(校長・教務主任)に報告する。

4. いじめ発生時の対応

いじめの疑いのある行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ防止対策委員会」(後述)が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。必要に応じて、寒河江市教育委員会等の関係機関と連携を図って進めるようにする。

(1) 対応にあたっての基本的な考え方

- ① いじめは生命にかかわることであり、最優先し、かつ毅然として対応する。
- ② 「いじめ防止対策委員会」を軸にしなから、関係者が協力し組織的に対応する。
- ③ いじめの兆候を見かけたら、すぐに教頭(校長・教務主任)に連絡し、役割を分担し

て速やかに事実の確認を行うようにする。役割分担については、教頭が指示する。

④児童の様子で気になったらすぐに生徒指導主任に連絡するようにする。

(2)事実の確認

①複数の職員で、関係児童一人一人について丁寧な聞き取り等の調査を行い、事実をしっかりと把握することに努め、記録に残す。

②聞き取り等の結果をすりあわせ、事実の食い違いなどがあればすぐに再度聞き取りなどを行う。

(3)いじめへの対応

①児童への対応 →担任・同学年担任・養護教諭・教務主任・教育相談担当教諭等

③学級や学年全体への対応 →学年主任・担任等

④被害児童保護者と加害児童保護者への連絡と連携した取り組み
→教頭・担任・養護教諭等

⑤寒河江市教育委員会等関係機関との連携 →校長・教頭・担任・生徒指導主任等

⑥いじめが解消したと思われる場合でも、継続して見守るようにする。

(4)具体的な取り組み

①いじめ対応の基本的な流れ

○情報のキャッチ 教頭(校長・教務主任)への報告

○いじめ防止対策委員会の招集 内容把握と指導体制及び方針の確立

○児童への指導と支援 ※必要に応じて保護者への連絡と連携した指導

○継続観察・指導と支援

②いじめと認定した場合の対応

○児童の安全・安心の確保

○被害児童への対応 安全で安心な教育環境の確保と養護教諭や教育相談担当教諭によるケア及び必要に応じて教育委員会や専門機関等との連携

○加害児童への対応 いじめをやめさせ、再発を防止するための組織的対応

謝罪や責任の追及だけでなく、思いやりや善悪の判断など心を育てる指導・支援及び必要に応じて関係機関と連携した指導

○集団への働きかけ 当該の学級や学年及び学校全体の児童に対して、自分の問題としてとらえさせ、「いじめは許さない」「いじめはしない」という態度がとれるよう指導する。

○継続した指導体制の確立

(5)対応上の留意点

①加害児童・被害児童の双方から、事実関係について矛盾がなくなるまで正確に聞き取るようにする。その際記録を取る。

②児童だけでなく、保護者の意見にも耳を傾ける。保護者とは面談を原則とし、複数で対応するようにする。

③被害児童とその保護者の心情に寄り添い、迅速に対応する。

6. 教育的諸課題等から特に配慮が必要な児童への対応

学校として、日常的にその特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

・発達障がいを含む、障がいのある児童

・被災児童

・海外から帰国した児童や外国人の児童

・性同一性障がいや性的志向・性自認に係る児童 など

7. いじめ防止・対策のための組織

「いじめ防止等対策委員会」の設置

いじめの防止及び対策について、学校として組織的な対応を第一にすることから、この委員会を設置する。毎月の「いのちの週間」の期間において定期的に開催し、学校全体の児童の様子について「学校生活アンケート」等をもとに把握し、対策を協議する。また、随時開催するものとし、必要に応じて地域・保護者の代表や関係機関の方々も含めて組織するものとする。

【校内組織】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、
特別支援教育コーディネーター、養護教諭、その他職員

※ 必要に応じて該当の担任や市教育委員会・市福祉部局等の担当者、PTA正副会長・参与、学校運営協議会等を加えて組織する。

8. 点検・評価と改善に向けて

- (1)「いじめ防止対策委員会」で点検・評価と改善を行う。
- (2)学期末の学校評価や学校運営協議会で、点検と評価、改善をおこなう。
- (3)その他、必要に応じてより機能するものにしていくよう努力する。

※重大事態への対応は別途定める

<いじめ解消の判断>

少なくとも次の①と②の要件を満たす必要がある。

①「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること(少なくとも3ヶ月以上)。

②「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

被害児童本人及びその保護者に面談等により確認する。

附則

この基本方針は、平成 26 年 7 月 23 日から施行する。

この基本方針は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この基本方針は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この基本方針は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。